

## 第7回 蘭越町農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和3年1月29日（金）午後1時30分から午後2時35分

2 開催場所 蘭越町役場3階委員会室

3 出席委員 14人

会 長 15番 中井 悟

会長職務代理 7番 西元 道啓

委 員 1番 黒川 利光 2番 近藤 一祝

5番 岩間 勇市 6番 宮武 正人

8番 吉田 靖志 9番 石井 妙司

10番 金子辰四郎 11番 安田 伸二

12番 坂野 幸夫 13番 坂井 明治

14番 杉本 峯一 16番 伊藤 忠幸

4 欠席委員 3番 高山 重人

5 議事日程

第1 会議録署名委員の指名について

第2 会期の決定について

第3 諸報告について

第4 農地法第18条第6項の規定による通知について

第5 農地法第3条の規定による許可申請について

第6 農地法第4条の規定による許可申請について

第7 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について

第8 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条の規定による農用地利用配分計画（案）について

第9 令和3年農作業雇用標準賃金の改定について

6 農業委員会事務局職員 事務局長 木村 恭史

農地係長 福岡 直樹

## 7 会議の概要

議 長

ただいまの出席委員は、14名であります。定足数に達しておりますので、これから第7回蘭越町農業委員会総会を開会いたします。

なお、欠席の申し出が高山委員からありました。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりであります。

それでは、日程にしたがって進めて参ります。

日程第1、会議録署名委員の指名を行います。

本日の会議録署名委員は私が指名してよろしいでしょうか。

全委員

異議なし。

議 長

それでは、12番 坂野委員と13番 坂井委員を指名いたします。

日程第2、会期の決定についてを議題とします。

本日の総会の会期は、本日1日間としたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

全委員

異議なし。

議 長

異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日間と決しました。

日程第3、諸般の報告についてを議題とします。

第6回の総会以降の諸般について、報告いたします。

1月26日、蘭越町農業再生協議会臨時総会へ出席しております。

以上で諸般の報告を終わります。

日程第4、議案第1号 農地法第18条第6項の規定による通知についてを議題とします。

NO1からNO3について、上程します。

事務局から、説明願います。

事務局  
(木村局長)

議案第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について、別紙のとおり、農地等の賃貸借の合意解約した旨の通知があったので、受理の可否について、議決を求める。令和3年1月29日提出、蘭越町農業委員会長名。

番号1、貸主は〇〇〇さん、借主は〇〇〇さん、土地は〇〇番〇外〇筆、田が〇〇〇㎡です。契約期間は令和2年3月6日から令和3年3月5日までで強化法によるものです。解約成立年月日と通知年月日は令和3年1月20日、土地引渡の日は令和3年1月29日です。解約理由は、譲渡するため、解約するものです。

番号2、貸主は〇〇〇さん、借主は〇〇〇さん、土地は〇〇番〇外〇筆、田が〇〇〇㎡、畑が〇〇〇㎡です。契約期間は平成30年9月6日から令和5年2月5日までで強化法によるものです。解約成立年月日と通知年月日は令和3年1月20日、土地引渡の日は令和3年1月29日です。解約理由は、譲渡するため、解約するものです。

番号3、貸主は〇〇〇さん、借主は〇〇〇さん、土地は〇〇番〇外〇筆、田が〇〇〇㎡、畑が〇〇〇㎡です。契約期間は平成28年5月31日から令和8年11月30日までで強化法によるものです。解約成立年月日と通知年月日は令和3年1月22日、土地引渡の日は令和3年1月29日です。解約理由は、贈与するため、解約するものです。

よろしくご審議の程お願いいたします。

議 長

担当委員から順次、補足説明を願います。

2番  
(近藤委員)

番号1番についてご説明いたします。内容は事務局説明のとおりです。場所については、〇〇の周りとなります。後ほど、売買の案件となります。

16番  
(伊藤委員)

2番と3番についてご説明いたします。内容については説明のとおりです。

2番については、航空写真のとおり、〇〇を通った圃場となります。

3番については、場所は、航空写真のとおり、〇〇宅周辺となっております。よろしくお願いいたします。

議 長

これから質疑に入ります。  
質疑ありませんか。

全委員

質疑なし。

議 長

質疑なしと認めます。

原案のとおり受理してよろしいでしょうか。

全委員

異議なし。

議長

本案について、原案のとおり受理することとします。

日程第5、議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題とします。

NO1～NO2について、上程します。

事務局から説明願います。

事務局  
(福岡係長)

議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について、別紙の者から、農地等の賃借権の設定及び所有権の移転をするため、農地法第3条第1項の規定による申請書の提出があったので、許可の可否について、議決を求める。令和3年1月29日提出。蘭越町農業委員長名。

番号1、貸主は〇〇〇さん、借主は〇〇〇さん、土地は〇〇番〇外〇筆、田が〇〇〇㎡です。権利の区分は賃借権の設定です。貸借理由は、農地を耕作できないため、貸し付けするものです。新規の貸し付けです。成立する法律関係は賃貸借、価格は総額で〇〇〇円、10a当たりの価格は、共済水張面積価格で〇〇〇円です。権利設定の日は、農地法第3条許可の日、期間は農地法第3条許可の日から令和8年1月28日までの5年間です。

〇〇さんの要件ですが、第2項第7号地域調和要件としては、借主の経営農地はすべて耕作されており、農地の集団化、農作業の効率化、その他周辺地域における農業上の効率的利用に支障を生ずるものではないと判断いたしました。第1号から第6号については記載のとおりです。

番号2、譲渡人は〇〇〇さん、譲受人は〇〇〇さん、土地は〇〇番〇外〇筆、田が〇〇〇㎡、畑で〇〇〇㎡です。権利の区分は所有権の移転です。譲渡理由は、〇〇農地を贈与するものです。また、〇〇〇で所有権を移転するという要件があるためです。成立する法律関係は贈与、価格は無償です。権利移転の日は、農地法第3条許可の日です。別紙、調査書をご覧ください。

〇〇さんの要件ですが、第2項第7号地域調和要件としては、経営する農地の所有権移転であり、農地の集団化、農作業の効率化、その他周辺地域における農業上の効率的利用に支障を生ずるものではないと判断いたしました。第1号から第6号については記載のとおりです。

以上のことから、許可相当であろうと事務局では判断いたしました。

議 長 担当委員から順次、補足説明を願います。

1 3 番  
(坂井委員) 番号1番についてご説明いたします。内容は事務局説明のとおりです。場所については、〇〇〇を右に曲がり、500m行ったところに1つ、さらに〇〇へ向かい〇〇周辺となっております。よろしく願いいたします。

1 6 番  
(伊藤委員) 番号2番についてご説明いたします。内容は事務局説明のとおりです。場所については、議案第1号3番と同じ場所となります。よろしく願いいたします。

議 長 これから質疑に入ります。  
質疑ありませんか。

全委員 質疑なし。

議 長 質疑なしと認めます。  
原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

全委員 異議なし。

議 長 異議なしと認めます。  
本案について、原案のとおり決定し、許可することとします。  
日程第6、議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請についてを議題とします。  
NO1～NO4について、上程します。  
事務局から説明願います。

事務局  
(福岡係長) 議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請について、別紙の者から、農地等を農地等以外にするため、農地法第4条第1項の規定による申請書の提出があったので、許可相当の可否について、意見を求める。令和3年1月29日提出。蘭越町農業委員会会長名。

番号1、申請者は〇〇〇さん、場所は〇〇番〇、現況は畑、面積は〇〇〇㎡です。申請理由は、〇〇〇のためです。別紙調査書をご覧ください。

農地区分は、農業公共投資対象外の生産性の低い小集団であり、おおむね10ha未満の農地である。また、農用地区域内にある農地以外の農地であって、甲種・1種・2種（市街化が見込まれる農地）・3種のいずれの要件にも該当しない農地であるため、第2種農地になり、転用はやむを得ないのではないかと事務局では判断いたしました。一般基準については記載のとおりです。

なお、この件については、北海道農業会議への諮問につきましては、転用目的が〇〇〇である場合は諮問の対象から除外できることとなっておりますので申し添えます。

番号2、申請者は〇〇〇さん、場所は〇〇番〇外〇筆、現況は田、面積は〇〇〇㎡です。申請理由は、〇〇〇のため、転用するものです。別紙調査書をご覧ください。

農地区分は、農業公共投資対象外の生産性の低い小集団であり、おおむね10ha未満の農地である。また、農用地区域内にある農地以外の農地であって、甲種・1種・2種（市街化が見込まれる農地）・3種のいずれの要件にも該当しない農地であるため、第2種農地になり、転用はやむを得ないのではないかと事務局では判断いたしました。航空写真をごらんください。

航空写真、議案第3号2番①にあります〇〇、〇〇〇あります農地については〇〇〇となります。〇〇〇申請された経過にあります。一般基準については記載のとおりです。

番号3、申請者は〇〇〇さん、場所は〇〇番〇外〇筆、現況は畑、面積は〇〇〇㎡です。申請理由は、〇〇〇転用するためです。別紙調査書をご覧ください。

農地区分は、農業公共投資対象外の生産性の低い小集団であり、おおむね10ha未満の農地である。また、農用地区域内にある農地以外の農地であって、甲種・1種・2種（市街化が見込まれる農地）・3種のいずれの要件にも該当しない農地であるため、第2種農地になり、転用はやむを得ないのではないかと事務局では判断いたしました。一般基準については記載のとおりです。

番号4、申請者は〇〇〇さん、場所は〇〇番〇、現況は畑、面積は〇〇〇㎡です。申請理由は、〇〇〇転用するためです。別紙調査書をご覧ください。

農地区分は、農業公共投資対象外の生産性の低い小集団であり、おおむね10ha未満の農地である。また、農用地区域内にある農地以外の農地であって、甲種・1種・2種（市街化が見込まれる農地）・3種のいずれの要件にも該当しない農地であるため、第2種農地になり、転用はやむを得ないのではないかと事務局では判

断いたしました。一般基準については記載のとおりです。

なお、番号2番から4番の3件については、許可相当の可否について意見を求めるものであり、北海道農業会議の常設審議委員会へ諮問して意見を求め、順調に進めば2月総会に再度上程し許可することとなります。

よろしくご審議の程お願いいたします。

議 長

担当委員から順次、補足説明を願います。

2番  
(近藤委員)

番号1番、2番、3番についてご説明いたします。内容は事務局説明のとおりです。

1番について、〇〇〇生としている方です。当初から〇〇〇を計画しておりました。場所は、〇〇〇隣となります。

2番については、当〇〇〇として申請されております。

3番については、〇〇〇非常に効率の悪い農地であり、〇〇〇転用申請がありました。以上よろしくお願いいたします。

6番  
(宮武委員)

番号4番についてご説明いたします。内容は事務局説明のとおりです。場所については、航空写真のとおり、〇〇〇を〇〇へ向かった農地となります。よろしくお願いいたします。

議 長

これより、質疑及びご意見を伺います。

7番  
(西元委員)

番号2番について、農地の〇〇としているが、〇〇問題はないのですか。

事務局  
(木村局長)

ここは農振区域外となっております。〇〇〇されており、〇〇〇も出されている状況です。〇〇〇が出てありましたが、〇〇〇はいけないこととなったため、この度〇〇〇することになった経緯があります。〇〇〇、事務局からも転用を実行していただきたいこともあり、今回申請がありました。

議 長

よろしいですか。

7番  
(西元委員)

分かりました。ありがとうございます。

議 長

他にご意見をありませんか。

全委員

質疑なし。

議長

質疑なしと認めます。

原案のとおり許可及び許可相当であると決定してよろしいでしょうか。

全委員

異議なし。

議長

異議なしと認めます。

本案について、北海道農業会議へ諮問することといたします。

日程第7、議案第4号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定についてを議題とします。

NO1～NO10について、上程します。

事務局から説明願います。

事務局  
(福岡係長)

議案第4号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について、農業経営基盤強化促進法第18条の規定により、蘭越町長から決定を求められた別紙の農用地利用集積計画の可否について、議決を求める。令和3年1月29日提出。蘭越町農業委員長名。

番号1番、利用権の設定等を受ける者は、〇〇〇さん、利用権の設定等をする者は、〇〇〇さん、土地は〇〇番〇外〇筆、田で〇〇〇㎡、畑で〇〇〇㎡です。利用権設定等の種類は賃借権の設定、成立する法律関係は賃貸借です。契約期間は、令和3年2月8日から令和8年2月7日までの5年間です。価格は総額で〇〇〇〇円、10a当たりの価格は、田が〇〇〇円、畑が〇〇〇円です。貸付理由は、営農が困難であるため、契約を更新して、農地を貸し付けするものです。別紙、調査書をご覧ください。

〇〇さんの要件ですが、第3項第2号イの全部効率利用要件としては、経営農地は全て耕作されており、契約の更新であり、所有する農機具や労働力等から、今後においても全ての農地について効率的に利用して耕作を行うであろうと判断いたしました。第2号口から第4号については記載のとおりです。

番号2番、利用権の設定等を受ける者は、〇〇〇さん、利用権の設定等をする者は、〇〇〇さん、土地は〇〇番〇外〇筆、田が〇〇〇㎡、畑で〇〇〇㎡です。利用権設定等の種類は賃借権の設定、成立する法律関係は賃貸借です。契約期間は、令和3年2月

8日から令和8年2月7日までの5年間です。価格は総額で〇〇〇〇円、10a当たりの価格は、田が共済水張面積価格で〇〇〇〇円、畑が〇〇〇〇円です。貸付理由は、営農が困難であるため、契約を更新して、農地を貸し付けするものです。別紙、調査書をご覧ください。

〇〇さんの要件ですが、第3項第2号イの全部効率利用要件としては、経営農地は全て耕作されており、契約の更新であり、所有する農機具や労働力等から、今後においても全ての農地について効率的に利用して耕作を行うであろうと判断いたしました。第2号口から第4号については記載のとおりです。

番号3番、利用権の設定等を受ける者は、〇〇〇さん、利用権の設定等をする者は、〇〇〇さん、土地は〇〇番〇外〇筆、田で〇〇〇m<sup>2</sup>です。利用権設定等の種類は賃借権の設定、成立する法律関係は賃貸借です。契約期間は、令和3年2月8日から令和8年2月7日までの5年間です。価格は総額で〇〇〇〇円、10a当たりの価格は、田で共済水張面積価格〇〇〇〇円です。貸付理由は、営農が困難であるため、契約を更新して、農地を貸し付けするものです。別紙、調査書をご覧ください。

〇〇さんの要件ですが、第3項第2号イの全部効率利用要件としては、経営農地は全て耕作されており、契約の更新であり、所有する農機具や労働力等から、今後においても全ての農地について効率的に利用して耕作を行うであろうと判断いたしました。第2号口から第4号については記載のとおりです。

番号4、利用権の設定等を受ける者は、〇〇〇さん、利用権の設定等をする者は、〇〇〇さん、土地は〇〇番〇、田で〇〇〇m<sup>2</sup>です。利用権設定等の種類は賃借権の設定、成立する法律関係は賃貸借です。契約期間は令和3年2月8日から令和4年2月7日までの1年間です。価格は〇〇〇〇円、10a当たりの価格は、〇〇〇〇円です。貸付理由は、営農が困難であるため、契約を更新して、農地を貸し付けするものです。別紙、調査書をご覧ください。

〇〇さんの要件ですが、第3項第2号イの全部効率利用要件としては、借主の経営農地は全て耕作されており、契約の更新であり、所有する農機具や労働力等から見て、今後においても全ての農地について効率的に利用して耕作を行うであろうと判断いたしました。第2号口から第4号については記載のとおりです。

番号5、利用権の設定等を受ける者は、〇〇〇さん、利用権の設定等をする者は、〇〇〇さん、土地は〇〇番〇、田で〇〇〇m<sup>2</sup>です。利用権設定等の種類は賃借権の設定、成立する法律関係は

賃貸借です。契約期間は令和3年2月8日から令和5年12月25日までの3年間です。価格は〇〇〇円、10a当たりの価格は、共済水張面積価格で、〇〇〇円です。貸付理由は、営農が困難であるため、契約を更新して、農地を貸し付けするものです。別紙、調査書をご覧ください。

〇〇さんの要件ですが、第3項第2号イの全部効率利用要件としては、借主の経営農地は全て耕作されており、契約の更新であり、所有する農機具や労働力等から見て、今後においても全ての農地について効率的に利用して耕作を行うであろうと判断いたしました。第2号口から第4号については記載のとおりです。

番号6、利用権の設定等を受ける者は、〇〇〇さん、利用権の設定等をする者は、〇〇〇さん、土地は〇〇番〇外〇筆、田で〇〇〇㎡です。利用権設定等の種類は所有権の移転、成立する法律関係は売買です。10a当たりの価格は、共済水張面積価格で、〇〇〇円です。所有権移転の時期と土地の引渡し時期は、いずれも令和3年3月1日、対価の支払期限は令和3年2月末日です。価格は総額で〇〇〇円です。譲渡理由は、営農が困難なため、譲渡するものです。別紙、調査書をご覧ください。

〇〇さんの要件ですが、第3項第2号イの全部効率利用要件としては、経営農地は全て耕作されており、今後においても全ての農地について効率的に利用して耕作を行うであろうと判断いたしました。第2号口から第4号については記載のとおりです。

番号7、利用権の設定等を受ける者は、〇〇〇さん、利用権の設定等をする者は、〇〇〇さん、土地は〇〇番〇外〇筆、田で〇〇〇㎡です。利用権設定等の種類は賃借権の設定、成立する法律関係は賃貸借です。契約期間は令和3年2月8日から令和6年2月7日までの3年間です。価格は総額で〇〇〇円、10a当たりの価格は、〇〇〇円です。貸付理由は、営農が困難であるため、契約を更新して、農地を貸し付けするものです。別紙、調査書をご覧ください。

〇〇さんの要件ですが、第3項第2号イの全部効率利用要件としては、借主の経営農地は全て耕作されており、契約の更新であり、所有する農機具や労働力等から見て、今後においても全ての農地について効率的に利用して耕作を行うであろうと判断いたしました。第2号口から第4号については記載のとおりです。

番号8、利用権の設定等を受ける者は、〇〇〇さん、利用権の設定等をする者は、〇〇〇さん、土地は〇〇番〇外〇筆、田で〇〇〇㎡、畑が〇〇〇㎡です。利用権設定等の種類は所有権の移転、

成立する法律関係は売買です。10a当たりの価格は、田が共済水張面積価格で、〇〇〇円、畑が〇〇〇円です。所有権移転の時期と土地の引渡し時期は、いずれも令和3年4月1日、対価の支払期限は令和3年3月末日です。価格は総額で〇〇〇円です。譲渡理由は、営農が困難なため、譲渡するものです。別紙、調査書をご覧ください。

〇〇さんの要件ですが、第3項第2号イの全部効率利用要件としては、経営農地は全て耕作されており、今後においても全ての農地について効率的に利用して耕作を行うであろうと判断いたしました。第2号口から第4号については記載のとおりです。

番号9、利用権の設定等を受ける者は、〇〇〇さん、利用権の設定等をする者は、〇〇〇さん、土地は〇〇番〇外〇筆、田で〇〇〇㎡です。利用権設定等の種類は賃借権の設定、成立する法律関係は賃貸借です。契約期間は、令和3年2月8日から令和5年2月7日までの2年間です。価格は、総額で〇〇〇円。10a当たりの価格は、共済水張面積価格で、〇〇〇円です。貸付理由は、営農が困難であるため、契約を更新して、農地を貸し付けするものです。

番号10、利用権の設定等を受ける者は、〇〇〇さん、利用権の設定等をする者は、〇〇〇さん、土地は〇〇番〇外〇筆、田で〇〇〇㎡です。利用権設定等の種類は所有権の移転、成立する法律関係は売買です。10a当たりの価格は、〇〇〇円です。所有権移転の時期と土地の引渡し時期は、いずれも令和3年6月1日、対価の支払期限は令和3年5月末日です。価格は総額で〇〇〇円です。譲渡理由は、営農が困難なため、譲渡するものです。別紙、調査書をご覧ください。

9番から10番は同じ記載となっておりますので、一部省略いたしますが、〇〇さんの要件ですが、第3項第2号イの全部効率利用要件としては、経営農地は全て耕作されており、所有する農機具や労働力等から、今後においても全ての農地について効率的に利用して耕作を行うであろうと判断いたしました。第2号口から第4号については記載のとおりです。

以上のことから、この計画は適正であろうと事務局では判断いたしました。

議 長

担当委員から順次、補足説明を願います。

7番  
(西元委員)

番号1、2、3番についてご説明いたします。内容は事務局説明のとおりです。すべて契約更新するものです。

1番について、場所は〇〇〇があり、その〇〇周りとなっています。

2番については、〇〇〇周りの農地となります。

3番については、〇〇〇行った農地となります。

1番  
(黒川委員)

番号4番についてご説明いたします。内容は事務局説明のとおりです。場所については、〇〇〇横の農地となります。よろしくお願いたします。

9番  
(石井委員)

番号5番についてご説明いたします。内容は事務局説明のとおりです。場所については、〇〇〇m進むと、〇〇がある周辺となります。

2番  
(近藤委員)

番号6番についてご説明いたします。内容は事務局説明のとおりです。場所については、〇〇〇の周りとなります。水張で〇〇〇円ですが、〇〇〇を含めた関係でこの価格となっております。

16番  
(伊藤委員)

番号7、8番についてご説明いたします。内容は事務局説明のとおりです。

番号7番については、〇〇〇すぐ左手になります。また、〇〇〇へ進み、〇〇〇周辺となります。もう一つは、〇〇〇へ向かったところにある一団地となります。

番号8番については、議案第1号2番と同じ場所となります。よろしくお願いたします。

6番  
(宮武委員)

番号9、10番についてご説明いたします。内容は事務局説明のとおりです。

9番の場所については、〇〇〇へ向かった〇〇〇の圃場となります。

10番については、場所は〇〇〇500m進んだあたりの〇〇農地となります。よろしくお願いたします。

議長

これから質疑に入ります。

質疑ありませんか。

全委員

質疑なし。

議 長

質疑なしと認めます。  
原案のとおり、異議ないものとして決定してよろしいでしょうか。

全委員

異議なし。

議 長

異議なしと認めます。  
本案について、原案のとおり決定し、その旨、町へ通知します。  
日程第8、協議第5号 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条の規定による農用地利用配分計画（案）についてを議題とします。  
NO1について、上程します。  
事務局から説明願います。

事務局  
(福岡係長)

議案第5号 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条の規定による農用地利用配分計画（案）について、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条の規定による農用地利用配分計画（案）の提出にあたり、蘭越町長から意見を求められた別紙の農用地利用配分計画（案）の適否について、議決を求める。令和3年1月29日提出。蘭越町農業委員会会長名。

番号1番、権利の設定を受ける者は、〇〇〇さん、権利の設定をする者は、札幌市 北海道農業公社。土地は〇〇番〇外〇筆、田で〇〇〇㎡です。利用権設定の種類は、賃借権の設定です。成立する法律関係は賃貸借、期間は令和3年3月11日から令和6年12月29日までの4年間です。価格は総額で、〇〇〇円です。借受理由は、引き続き借り受けし、経営の安定化を図るためです。

また、〇〇さんについては、現在、〇〇〇、農地法にて、すべての〇〇〇へ経営移譲することとしております。今回は、中間管理機構との契約であり、3月1日が貸付開始日となっております。

なお、本案件は、〇〇〇が集積協力金を受けるため、10年間農地中間管理機構へ貸し付けたものであり、令和6年度まで賃貸契約が必要となりますが、このたび、〇〇〇が引き続き借り受けることとなったものです。

以上のことから、この計画は適正であろうと事務局では判断いたしました。

議 長

担当委員から補足説明を願います。

5 番  
(岩間委員)

番号1番についてご説明いたします。内容は事務局説明のとおりです。〇〇〇さんとなっております、〇〇〇に伴う契約となっております。場所については、〇〇〇から目〇〇〇道路の手前となっております。よろしくお願ひいたします。

議 長

これから質疑に入ります。  
質疑ありませんか。

全委員

質疑なし。

議 長

質疑なしと認めます。  
原案のとおり、異議ないものとして決定してよろしいでしょうか。

全委員

異議なし。

議 長

異議なしと認めます。  
本案について、原案のとおり決定し、その旨、町へ通知します。  
日程第9、協議第1号 令和3年農作業雇用標準賃金の改定について協議いたします。  
事務局から説明願ひます。

事務局  
(木村局長)

令和3年度農作業雇用標準賃金の改定について、令和3年1月29日提出、蘭越町農業委員長名。

農作業雇用標準賃金につきましては、毎年見直しを行っております。

昨年につきましては、ヘリ防除作業をヘリ等防除とし、マルチコプターいわゆるドローンでの防除を含むこととする1点について改定をしております。

今年の見直しに当たっては、例年同様、振興・農政専門委員会に付託していただき、協議した内容を総会でご検討いただきたいと事務局では考えておりますので、よろしくお願ひいたします

議 長

ただ今、事務局から説明がありましたが、意見やご質問はございませんか。

全委員

質疑なし。

議 長

事務局の説明のとおり、振興・農政専門委員会に付託し、検討していただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。  
その他の報告を事務局からお願いします。

事務局  
(木村局長)

1つ目、次回総会は、2月26日金曜日、13時30分を予定としておりますので、お知らせします。また、総会終了後、振興農政専門委員会を開催予定としておりますので了承願います。

2つ目、農業委員会の法令順守についての注意喚起となります。お手元に配布しております農業委員会の委員等の網紀保持に関する申し合わせをご覧ください。

令和元年10月以降に連続して発生した農業委員の不祥事について、これらの問題を受けて、令和元年11月28日に全国農業会議所が開催されました令和元年度全国農業委員会会長代表者集会におきまして、農業委員会の委員等の網紀保持に関する申し合わせが決議され、農業委員会組織として網紀粛正の徹底を図っていくことが確認されております。昨年1月の総会時にもお願いいたしておりますが、年に一度申し合わせをすることとなっており、また、新しく委員に任命された方もいらっしゃいますので、今一度、委員の皆様へ決議文を熟読していただきまして、この申し合わせ決議の趣旨に則り、当農業委員会におきましても、改めて自覚して農業委員会業務に取り組んでいただくことをお願いし、注意喚起といたします。

3つ目、令和4年度国策（農業政策と予算要求）意見要望のとりまとめについて地方連からの依頼文書をお配りしております。昨年は中止となりましたが、例年5月末に全国農業委員会会長大会並びに北海道選出国會議員要請集会におきまして、後志地方連と共に要請活動を行っております。委員の皆さんが日頃感じていること、国へ改善願いたいことなどを記入し提出していただきたいと思っております。事務局で取りまとめのうえ提出させていただきます。北海道農業会議作成の要望書（原々案）、昨年の要望書及び回答書を添付しておりますので、参考願います。

なお、提出期限は地方連への提出期日の関係上、事務局へ2月15日の月曜日必着とさせていただきますので、よろしく願いいたします。

4つ目、〇〇〇について、〇〇〇がありました。内容としましては、〇〇〇されました。また、この度の〇〇〇無かったことから、〇〇〇となり、〇〇〇となりましたことを報告します。

5つ目、前回総会において、意見のありました町が取り進めております薬草試験栽培につきまして、本総会終了後に西河農林水産課長から概要についての説明を依頼しております。総会終了後、そのままお待ちください。

また、振興・農政専門委員会につきましては、薬草試験栽培についての説明終了後となりますので、お願いいたします。

以上で報告を終わります。

議 長

閉 会 宣 言

以上をもって、本日の総会に付議された案件の審議は、すべて終了しました。

これにて、第7回蘭越町農業委員会総会を閉会いたします。

午後2時35分終了

以上のとおり会議の経過を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名押印する。

令和 年 月 日

議 長 ㊟

署名委員 ㊟

署名委員 ㊟